省　令

○農林水産省令第六十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤であって2―ピロリドンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）の項の次に次のように加える。

塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	搾乳後に1分房1回当たり450mg（力価）以下を1日2回以下注入すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前144時間

別表第一メロキシカムを有効成分とする注射剤の項中「（搾乳牛を除く。）」を削り、「18日間」の次に「又は食用に供するために搾乳する前132時間」を加える。

別表第一モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤の項の次に次のように加える。

クエン酸モサプリドを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり2.0mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。